公　　告

支担官第140号
令和8年10月30日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前 田 邦 彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1　入札に付する事項

調達要求番号	件　名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26S1E07007	米国製不発弾の移送等に係る役務	仕様書のとおり	1式	仕様書のとおり	令和9年2月28日

2　入札方式　　一般競争入札(紙入札のみ)

3　入札日時　　令和8年11月9日(月)　　9:00

4　入札場所　　防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)

5　入札参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6　入札方法　　落札決定にあたっては、総額(税込)をもって落札価格とする。

7　保証金　　入札保証金　　免 除
契約保証金　　免 除

8　入札の無効　　5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9　契約書の作成　　作成する。

10　契約条項　　役務請負契約条項　　(基本契約条項)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

11　その他付記事項
(1) 入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(2) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。　　(見積書提出先)
令和8年11月4日(水)　　12:00　　まで(メール又はFAX可)　　大和: yamatoyo69@js.dss.mod.go.jp
(3) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(4) 入札説明会は実施しない。
(5) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。
(6) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

12　入札に関する事項の問い合わせ先
TEL:03-3268-3111(内線30249)　　FAX:03-5269-3282　　森根: morinekagu@js.dss.mod.go.jp

別　紙

郵送による入札について

１　郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

２　郵送する書類等

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））

（２）入札書

３　封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長３（縦２３５ｍｍ×横１２３０ｍｍ）程度とし、表面に「入札書在中」と１回目・２回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、１回目・２回目の別の記載が無かったものついては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

４　入札の回数

入札は、原則２回まで行い、２回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

５　入札の無効等

郵便入札の執行については、公告８項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、２回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

６　その他

（１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。

（２）郵送先は次のとおりとする。

〒１６２－８８０５
東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者　宛

〇参考〇

あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長３程度

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

１回目

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

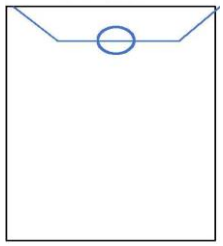
２回目

又は

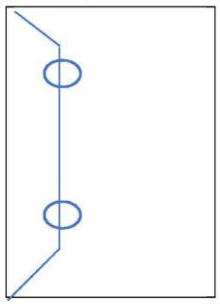
公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」１回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒１６２－８８０５

東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務
課会計室契約担当者　宛

「入札書在中」

入 札 書 ・ ~~見 積 書~~

令和8年11月9日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長　　前田　邦彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号 ：　26S1E07007

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履　行　期　限		令和9年2月28日	
			履　行　場　所		仕様書のとおり	
品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
米国製不発弾の移送等に係る役務	仕様書のとおり	式	1			
合　　計						税込

（注）単価及び金額欄には、税込金額を記入する。

入 札 書 ・ 見積書

令和8年11月9日

年月日を記入

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前田　邦彦　　殿

住所・会社名・代表者名・連絡者を記入（ゴム印等可）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号： 26S1E07007

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履行期限		令和9年2月28日	
			履行場所		仕様書のとおり	
件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
米国製不発弾の移送等に係る役務	仕様書のとおり	式	1			
合計						税込

各欄に入札金額（税込）を記入

（注）単価及び金額欄には、税込金額を記入する。

調達要求番号:２６Ｓ１Ｅ０７００７

統　合　幕　僚　監　部　仕　様　書		
品名又は件名	仕様書番号	ＪＳＯ－２６－０７００３
米国製不発弾の移送等に係る役務	作成年月日	令和８年　１０月　２３日
	改正年月日	令和　　年　月　　日
	作成担当課室等	統合幕僚監部首席参事官付

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，統合幕僚監部首席参事官付において実施する沖縄県沖縄市で発見された米国製不発弾の移送等に係る役務（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2　関連文書

この仕様書に関連する次の文書は，この仕様書の規定する範囲において，この仕様書の一部をなすものであり，履行時における最新版を適用すること。

a)　火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）

b)　ＪＩＳ等関連材料規格

c)　その他の関連する法令

2　役務に関する要求事項

2.1　事業の目的

令和８年に沖縄県沖縄市で発見された砲弾を，安全かつ速やかに，密封梱包作業を実施したうえ，沖縄県中頭郡読谷村の官側が指定する場所に移送することを目的とする。

2.2　実施場所及び数量

a)　場所

1)　移送元：沖縄県沖縄市（細部は官側の指示による。）

2)　移送先：沖縄県中頭郡読谷村（細部は官側の指示による。）

b)　数量

１発

2.3　役務内容

a)　事前準備等

1）事前打ち合わせ

契約相手方は、移送実施日までに、官側と調整の上、現地関係機関等との打ち合わせを実施すること。

2）作業実施に必要な道具の準備

契約相手方は，本役務に必要となる道具・資機材を準備すること。

3)　汚染管理区域の設定

契約相手方は，本役務開始に当たって汚染管理区域を設定すること。コンテインメントは同区域内に設置すること。

4)　除染剤等の準備

契約相手方は，次亜塩素酸ナトリウム及び水を充填した噴霧器と霧吹きを各１個以上用意すること。

また，洗浄用の水（ポリタンク等に収納すること。）を用意すること。また，次亜塩素酸ナトリウムと水を満たした洗面器及びトロ船を１個配置し，使用後は契約相手方において回収・処理すること。

以上に係る次亜塩素酸ナトリウムの濃度については別途協議のうえ決定する。

b)　密封梱包作業等

契約相手方は，砲弾が化学弾である疑いが排除できないことから，排気浄化装置付きの小型のコンテインメントを設置して密封梱包作業を行うこと。排気浄化装置は化学剤を浄化したうえでコンテインメント外に排出可能なものを使用することとし，これによりコンテインメント内を負圧に管理することとする。

密封梱包作業時は，砲弾（１発）をアルミラミネート袋に収納したうえで空気を抜き，開口部をヒートシーラーによって完全に密封し，緩衝材を付したうえで，保管容器に収納し，これを梱包する。なお，砲弾の状態から緩衝材の使用が適さない場合は，粒状活性炭を利用すること。保管容器・アルミラミネート袋は官側が支給することとし，それ以外で本業に必要な資機材は契約相手方が準備すること。

以上において砲弾を取り扱う作業については，契約相手方は，RAID-M100 及びLCD3.3 もしくはこれと同等以上の性能を有する測定原理の異なる複数の携帯型化学剤検知器（以下「検知器」という。）により化学剤の有無を連続的に確認すること。

また，ａ）事前準備等において設定する汚染管理区域から退域する要員は，全て検知器（ただし，コンテインメント内で使用したものとは別のものとする。）を使用して全身をサーベイし，化学剤による汚染が認められないことを確認すること。また，全ての作業が終了した後，コンテインメント内についても同様に確認すること。

以上の作業において，万一化学剤を検知した場合は，契約相手方は，石膏包帯等による安全化措置を実施するとともに除染を実施し，汚染物や汚染水が発生した場合はパワードラムに回収し，密閉措置をすること。

c)　移送・保管対象物の沖縄県保管庫への移送及び設置

1)　移送車両への積載

砲弾を収納した保管容器に対し，検知器により化学剤の漏えいがないことを確認したうえで，移送車両に積載し，移送中にぐらつきや転倒等が発生しないよう所要の固定措置を講じること。万一，追突を受けた際の衝撃で保管容器に損壊が生じないよう，荷物室内の配置に留意すること。

また，移送車両の荷物室内には，検知器を置き，移送中の荷物室内における化学剤の有無を連続的に監視すること。

移送車両の荷物室内の温度は，５～１０度とすること（保冷車を使用してもよい。）。なお，外気温がこの温度の範囲内である場合は，荷物室内の温度を調節する必要はない。

2)　移送の実施・荷下ろし

砲弾に衝撃を与えないよう，急発進や急停車を伴わない安定した運転を行うとともに，細心の注意を払うこと。

移送先に到着後，検知器により移送車両の荷物室内をくまなくサーベイし，化学剤の漏えいがないことを確認すること。

砲弾を収納した保管容器の荷下ろしに際しては，検知器によりサーベイし，化学剤の漏えいがないことを確認すること。そのうえで，官側が指定する場所に静置すること。

3)　化学剤を検知した場合の措置

1)，2)の作業において，万一化学剤を検知した場合は，契約相手方は，石膏包帯等による安全化措置を実施するとともに除染を実施し，汚染物や汚染水が発生した場合はパワードラムに回収し，密閉措置をすること。

2.4　移送期限

令和８年１２月３１日まで

3　留意事項

3.1　実施に必要となる資料等

本役務に必要となる資料・図面等については，原則として最新版を使用すること。

3.2　緊急連絡網の整備と周知等

契約相手方は，官側と調整のうえ、関係者間の緊急連絡網を作成し，請負者の作業従事者に周知すること。なお，契約相手方の作業従事者が化学剤に汚染された場合に備え，緊急搬送の受入先病院を確保し，必要な協力依頼を行うこと。

3.3　移送等

移送等にあたっては，自衛隊の部隊が支援することとしているので，その連携について，官側と十分調整を行うこと。

3.4 安全管理

契約相手方は，本役務実施時に想定し得る怪我，化学剤の検知やその可能性のある被災等が発生した場合に備え，安全に本業務を遂行できるよう，契約相手方が手配する全ての作業従事者に対して適切な事前教育を実施し，労働者災害補償保険，普通傷害保険等，必要な保険を付保すること。

3.5 官公署等への手続き

本役務の実施に必要となる官公署等への手続きは速やかに行うこと。

3.6 秘密の保持

本役務において，知り得た情報等については他人に漏らしてはならない。

3.7 官等への報告等

支出負担行為担当官及び監督官から作業等の進捗状況について説明及び報告を求められた場合には、速やかに行うこと。

4 監督・検査

契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 提出書類

契約相手方は，以下の書類を提出し，官側の承認を得るものとする。

No	項目	数量	提出時期	提出先	備考
1	作業実施工程表	各２部	契約締結後速やかに	防衛省統合幕僚監部首席参事官付	提出媒体及び様式は任意とする。
2	移送等実施要領				
3	役務完了報告書（各工程の記録写真を含む）		令和９年２月２８日まで		

6 疑義事項

a) この仕様書に示されない細部については，商慣習によるものとする。

b) この仕様書において疑義が生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。